令和5年度 第2回 高知市在宅医療・介護連携推進委員会 資料

日時:令和5年11月27日(月)18:30~20:30

場所:総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

1	高知市在宅医療・介護連携推進委員会名簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 1
2	高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱	•	•	•		•	•		•	•	P 2
3	各団体の取組紹介	•	•	•	•	•			当	日i	配布
4	令和5年度・令和6年度 在宅医療・介護連携推進事	業	:1=	:つ	しい	て					
	高知市在宅医療介護支援センター	•	•	•	•	•	•		当	日i	配布
5	高知市から報告							•	•	•	P 5
	・在宅療養・ACPに関する調査結果										
	・在宅医療・介護連携推進のためのめざす姿										
	・在宅看取りに関する経過時期別連携シート案					•			•	• !	別紙

<別紙資料>

- 1. ACPについて (説明資料)
- 2. 在宅看取りにおける経過時期別連携シート案

高知市在宅医療·介護連携推進委員会委員名簿

(令和5年2月1日~令和7年1月31日) ※安部委員は令和5年4月1日~ ※井上委員は令和5年6月11日~ ※西村委員は令和5年7月27日~

	所属	氏名
1	高知県立大学看護学部 特任教授	森下 安子
2	高知北在宅医療介護ネットワークの委員長	公文 義浩
3	高知県医療ソーシャルワーカー協会の会員	中山裕惠
4	高知県介護福祉士会副会長	森本 俊介
5	公益社団法人高知県看護協会 専務理事	井上 美智子
6	一般社団法人高知県作業療法士会 会長	浅川 英則
7	高知県通所サービス事業所連絡協議会を長	細川 忠
8	一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会 会長	安岡 しずか
9	高知県ホームヘルパー連絡協議会 副会長	川田 麻衣子
10	公益社団法人高知県薬剤師会理事	田中繁樹
11	公益社団法人高知県理学療法士協会 副会長	西村 敦司
12	一般社団法人高知市医師会 理事	植田 一穂
13	一般社団法人高知市医師会 理事	藤井 貴章
14	高知市居宅介護支援事業所協議会 理事	大庭 憲史
15	一般社団法人高知市歯科医師会 理事	石黒 純子
16	一般社団法人高知がん患者支援推進協議会 理事	川澤 成子
17	高知市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	藤崎忠男
18	高知市在宅医療介護支援センター	藤原 里菜
19	高知市基幹型地域包括支援センター	安部 朋宏

高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

高知市長 岡 﨑 誠 也

高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを希望するまで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築するための方策等を協議するため、 高知市在宅医療・介護連携推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。
 - (1) 地域の医療機関、介護事業者等の情報の収集及び活用に関する事項
 - (2) 在宅医療及び介護の連携に係る課題の抽出並びに対応策に関する事項
 - (3) 在宅医療及び介護サービスの提供体制の構築の推進に関する事項
 - (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関する事項
 - (5) 在宅医療及び介護の連携に関する相談の支援に関する事項
 - (6) 医療・介護関係者の研修の実施に関する事項
 - (7) 地域住民への在宅医療及び介護の連携に関する情報の普及啓発に関する事項
 - (8) 在宅医療及び介護の連携に係る関係市町村との連携に関する事項
 - (9) その他在宅医療及び介護の連携の推進のために市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健, 医療及び福祉関係団体の役職員
 - (3) 市民
 - (4) 行政関係者
 - (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 前条第2項の規定は、専門部会について準用する。
- 3 前項に規定するもののほか、専門部会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が別に定める。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域共生社会推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附則

この要綱は、令和2年3月5日から施行し、この要綱による改正後の高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱の規定は、令和2年1月28日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

報告

- (1) 各団体の取組紹介
- (2) 令和5年度・令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業について ・高知市在宅医療介護支援センター

※資料は当日配布となります。

報告

在宅療養・ACPに関する調査結果

協議